

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項の規定による工事着手等の届出があったので、条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項の規定によつて、次のとおり公告する。

令和三年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第五項の事業者（以下「法の事業者」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

法の事業者の名称及び代表者の氏名	瀬戸内共同火力株式会社 代表取締役 西田 哲也
法の事業者の主たる事務所の所在地	広島県福山市鋼管町一番地

二 法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）の名称、種類及び規模

法対象事業の名称	福山共同発電所更新計画
法対象事業の種類	火力発電所の設置の工事の事業
法対象事業の規模	一三万キロワット

三 法第五条第一項第三号の対象事業実施区域
福山市鋼管町一番地

四 条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第二号
該当することとなった理由	法対象事業が完了したため
該当することとなった時期	令和二年二月二八日